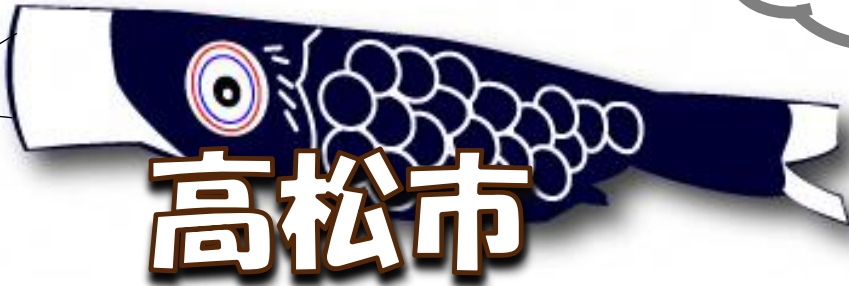
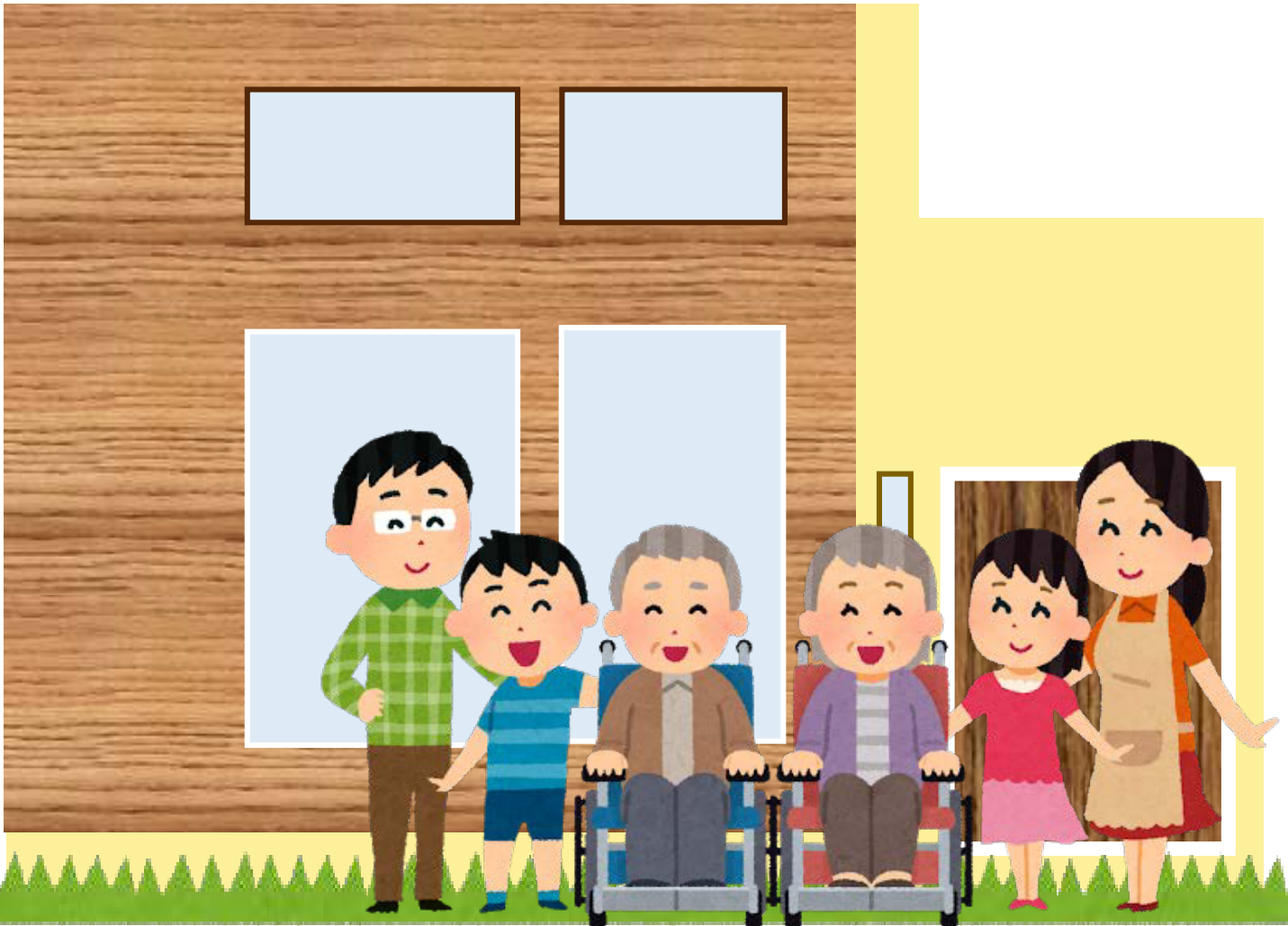


🏠マイホーム

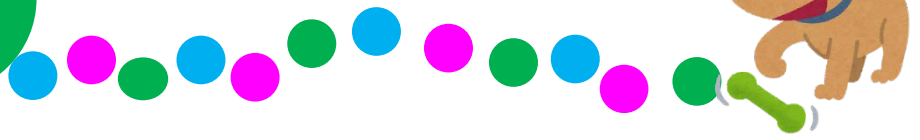
買う？借りる？
リノベする？



【令和3年度版】



高 松 市



I 家を借りたい・家を貸したい

I-①移住促進家賃等補助制度	3
I-②高齢者向け住まい・施設	4
I-③住宅セーフティネット制度	5
I-④終身建物賃貸借契約制度	5
I-⑤市営住宅の申し込みについて	5
I-⑥入居債務保証支援モデル事業について	6
I-⑦賃貸住宅リフォーム融資	7

II 家を買いたい・家を売りたい

II-①住宅取得支援事業	8
II-②勤労者住宅資金融資制度	8
II-③がけ地近接等危険住宅移転補助事業	9
II-④景観形成助成事業	9
II-⑤スマートハウス等普及促進補助事業	10
II-⑥住宅に設置する浄化槽の補助制度	11
II-⑦雨水浸透施設設置助成制度	11
II-⑧雨水利用促進助成金制度	11
II-⑨生垣設置事業	12
II-⑩屋上緑化事業	12
II-⑪壁面緑化事業	12
II-⑫【リ・バース60】	13
II-⑬長期優良化住宅リフォーム推進事業	14
II-⑭すまい給付金	14
II-⑮グリーン住宅ポイント	14

Ⅲ 家を活かしたい・守りたい

Ⅲ-①空き家バンク登録物件の閲覧について	15
Ⅲ-②安心あんぜん住宅事業	15
Ⅲ-③【フラット35】リノベ	15
Ⅲ-④空き家改修補助事業	16
Ⅲ-⑤老朽危険空き家除却支援事業	16
Ⅲ-⑥空き家相談員制度	16
Ⅲ-⑦急傾斜地崩壊防止対策事業	17
Ⅲ-⑧狭あい道路拡幅整備事業	17
Ⅲ-⑨リフォーム融資（耐震改修工事）	17
Ⅲ-⑩住宅耐震改修等事業	18
Ⅲ-⑪緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業	18
Ⅲ-⑫家具類転倒防止対策促進事業	18
Ⅲ-⑬障がい者住宅改造費助成制度（身・知・精）	19
Ⅲ-⑭障がい者住宅改修費給付制度（身・難）	19
Ⅲ-⑮介護保険住宅改修費支給制度	20
Ⅲ-⑯リフォーム融資（部分的バリアフリー工事又は耐震改修工事）	20
Ⅲ-⑰浄化槽の雨水貯留施設改造助成金制度	21
Ⅲ-⑱水洗便所改造資金貸付制度	21
Ⅲ-⑲浄化槽設置に伴う排水設備工事資金貸付制度について	21
Ⅲ-⑳マンション共有部分リフォーム融資	22
Ⅲ-㉑リフォームについて	23

ケース1 居住誘導区域内の空き家を購入 +リフォームする場合

そろそろ
持ち家が
欲しい
なあ

スマートハウス等普
及促進補助
(断熱リフォーム)
P.10

住宅取得支援
事業補助 P.8

空き家改修
補助 P.16

既存住宅状
況調査費+
瑕疵保険加
入経費補助
P.15

現在、高松市居住誘導区域
外にお住まいのAさん一家

ケース2 満60歳以上の方が住宅を購入する場合

歩いて
暮らせる町
へ引っ越し
しよう
かしら...

スーパー・
病院・避難所・
駅が近くにある
と安心だね

【リ・バース60】
P.13

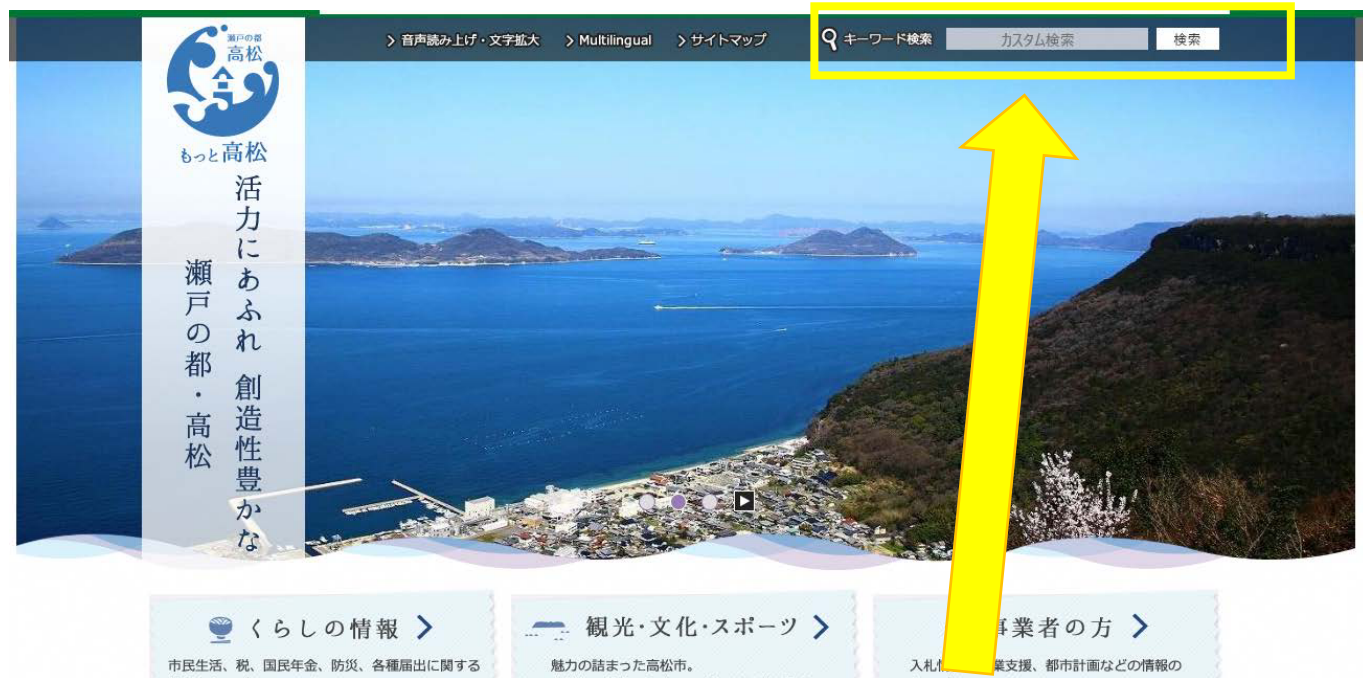
要支援・要介護認定
を受け、改修が必要
になった時には...

介護保険住宅改修費
支給制度 P.20

現在、高松市郊外にお住
まいのBさんご夫婦

Q検索方法（QRコード検索以外）

- ① インターネット検索にて高松市公式ホームページ「もっと高松」を表示します。



(例)

住宅セーフティネット



- ② 「もっと高松」のトップページ右上にある【Qキーワード検索】から各事業の下段にあるキーワードを入力し、検索ボタンをクリックしてください。



注意事項

- ・ 各種補助金の交付を受ける場合は、補助要件を満たす必要があります。
- ・ 各種補助金について、既に受付を終了している場合がありますので事前に御確認ください。



移住関連事業



移住・定住促進室 ☎839-2143



I - ①

移住促進家賃等補助事業について

香川県外から高松市内の民間賃貸住宅に移住してきた方を対象に家賃や礼金などの経費の一部を補助する事業です。
(転勤や就学目的の転居は利用できません)

補助対象者

香川県外で3年以上在住した後、令和2年7月1日～3年6月30日に本市へ転入した方（単身世帯を除く）

補助金額

- ①家賃（管理費、共益費、駐車場代を除く）
 - 居住誘導区域 上限額 月額2万円（年額24万円）
 - 居住誘導区域外 上限額 月額1万円（年額12万円）
- ②初期費用（礼金、仲介手数料など）
 - 子育て世帯又は新婚世帯 上限額 6万円

補助要件
 など詳細は
 こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

移住 家賃



たかまつ移住応援隊 住まいサポーターが、
 高松市での物件探しを応援します。

香川県内の空き家バンク「かがわ住まいネット」等への連携・協力を行っている団体が担っています。

住まいサポーター

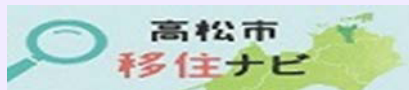
(公社)香川県宅地建物取引業協会
 (公社)全日本不動産協会香川県本部

高松への移住を検討されている方に向けて、住まいに関する情報発信や相談対応

- 高松市内のおすすめ物件情報
 - 空き家バンク「かがわ住まいネット」に関する情報
- 高松での不動産に関して、お知りになりたいことがありましたら、いずれかの「住まいサポーター」に御相談ください。

詳細は
 こちら

高松市移住ポータルサイト





I-②

高齡者向け住まい・施設



長寿福祉課 ☎839-2346

	住まい・施設	対象者	特徴
住宅	有料老人ホーム	自立から要介護の方	介護、食事、生活支援などのサービスを受けることができる施設 ※契約内容はホームごとに異なる。
住宅	サービス付き高齢者向け住宅	自立から要介護の方	安否確認と生活相談サービスが必須であり、バリアフリー構造や一定の面積、設備などが定められている施設 ※大部分は上記の有料老人ホームにも該当。
住宅	軽費老人ホーム (ケアハウス)	自立から要介護の方	身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことについて不安な高齢者に対し、食事の提供や日常生活上のサービスを行うことを目的とした施設
住宅	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要支援2・要介護の方 (認知症状のある方)	認知症の人を対象に、共同生活を送りながら、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供する施設
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護の方 (原則要介護3以上の方)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所できる施設
施設	介護老人保健施設	要介護の方	症状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設
施設	介護療養型医療施設	要介護の方	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設
施設	介護医療院	要介護の方	急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人を対象に医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設

施設一覧
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

高齡者向け住まい

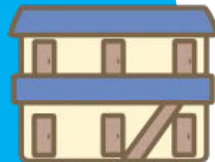


家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい

住宅セーフティネット関連



セーフティネット住宅について

住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136

子育て世帯や高齢者、障がい者、所得の低い方など、住まいにお困りの方が入居できる民間賃貸住宅の情報を提供する制度です。

🏠登録戸数：6,714戸（R3.3.31現在）🏠

🏠大家さんは...

- ・空き家・空き室を活用
- ・改修補助が利用できる
- ・居住支援法人のサポートが受けられる



🏠入居者の方は...

- ・入居を拒まれない
- ・居住支援法人のサポートが受けられる

住宅の登録、登録物件の検索はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅セーフティネット



終身建物賃貸借契約制度について

住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136



高齢者単身・夫婦世帯が、民間賃貸住宅に居住する際に、借家人一代限りの借家契約を結ぶことができる制度です。

制度概要など詳細はこちら

高松市ホームページ「もっと高松」

終身建物賃貸借



市営住宅の申し込みについて

高松市営住宅管理センター ☎802-3660

🏠定期募集

・3月、6月、9月、12月に公募

🏠募集する団地等は募集要領やホームページでお知らせ



🏠申込方法

- ・公募する月の申込期間に以下の書類等を窓口を持参
- 📄市営住宅入居申込書
- 📄入居予定者全員のマイナンバーが分かるもの
- 📄申込に来る人の身元が確認できるもの

詳細はこちら

高松市営住宅管理センターホームページ

高松市営住宅管理センター





I - ⑥

入居債務保証支援モデル事業



家を借りたい・貸したい

香川おもいやりネットワーク 入居債務保証支援モデル事業について

香川県社会福祉協議会

☎087-861-2233

☎080-2988-3144

入居債務保証支援モデル事業とは？

家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会が、対象となる方と入居に関する保証契約を、また、家主等と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的としています。

保証料

15,000円（2年分）

保証の期間

2年（更新可能）

保証の対象

- ①滞納家賃：月額家賃の3か月分に相当する額
 - ②残存動産処分に係る費用及び退去に伴う原状回復に係る費用：上限10万円
- ※月額家賃は生活保護制度における住宅扶助費を上限とする



対象となる方

次のいずれにも該当する方

- ①香川おもいやりネットワーク事業（総合相談支援）で関わっている方で、当該賃貸住宅に入居を希望する方。
- ②家賃等の支払いができるにも関わらず、保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。
- ③原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。（被保護世帯は除く）



対象住宅

当事業における債務保証契約が可能である賃貸住宅（公営住宅は対象外です）。

詳細は
こちら

香川県社会福祉協議会

[http://www.kagawaken-](http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/omoiyari/nyukyosaimu.html)[shakyo.or.jp/omoiyari/nyukyosaimu.html](http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/omoiyari/nyukyosaimu.html)

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



賃貸住宅リフォーム融資



住宅金融支援機構近畿支店まちづくり業務グループ ☎06-6281-9266

賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）について

住宅セーフティネット法に基づいて、高齢者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県などに登録した登録住宅をリフォームする資金又は登録住宅とするためにリフォームする資金を融資する制度です。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_safety/index.html



賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）について

入居者の健康面に配慮した賃貸住宅の供給を促進することを目的として、省エネ賃貸住宅をリフォームする資金または省エネ賃貸住宅にリフォームする資金を融資する制度です。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/syoene_chintai_reform/index.html



賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）について

耐震性能を向上させるため、賃貸住宅をリフォームする資金を融資する制度です。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_taishin/index.html



賃貸住宅リフォーム融資（長期耐用耐震改修）について

耐震性が不足している賃貸住宅の耐震改修工事と併せて、住宅の間取り、内装、建具、設備などを全面的にリフォームすることで新築並みの賃貸住宅とするための資金を融資する制度です。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintai_reform_taishin2/index.html





住宅取得支援事業

住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136

市で定める居住誘導区域外から区域内に自ら居住する住宅を取得する方に対し、取得費の一部を補助する制度です。

申請は令和3年12月28日まで

補助要件

- ・取得した住宅に5年以上居住すること
- ・【フラット35】S又はリノベを利用すること
- ・非営利住宅であること



補助内容

新築：20万円
中古：15万円

住宅金融支援機構から住宅ローン金利引き下げなどが受けられます

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

フラット35



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい

勤労者住宅資金融資制度

産業振興課 ☎839-2411

勤労者が高松市内に居住するための住宅を新築、増改築又は購入する際に、必要な資金の融資及び利子還付をする制度です。

融資限度額

600万円まで

還付

融資額の0.1%
(最高6,000円)



申込み・問い合わせ

四国労働金庫まで
☎811-8181
(9:00~15:00)

制度の詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

勤労者住宅



がけ地近接等危険住宅 移転補助事業

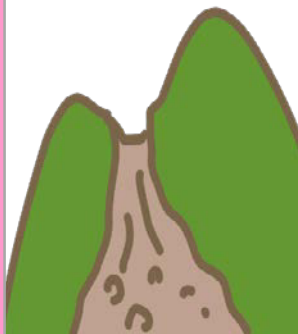


建築指導課 ☎839-2488

がけ地の崩壊などによる、危険が著しい区域などにある一定条件を満たす住宅の所有者に、住宅の移転費用の一部を補助する事業です。

区域について

- ・がけ地で建築を制限している区域
- ・香川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域



補助内容

危険住宅の除却等
除却費用と
97万5000円のいずれか少ない額

* 移転前に申請が必要です。

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

がけ地 移転



景観形成助成事業

都市計画課 ☎839-2455

仏生山歴史街道景観形成重点地区内において、景観形成の基準に合った住宅などを新築、増改築などする場合に工事経費の一部を補助する制度です。

補助要件

- ・地区内で建築物の新築・増築などの行為を届け出ていること
- ・他の類似の補助金を受けていないこと



補助内容

- ・各経費の2分の1
- ・補助対象経費は、道路から通常見通せる部分、それに連なる部分
- ・助成限度額は300万円
- * 詳しくはホームページでご確認ください

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

景観形成





スマートハウス等 普及促進補助事業

地球温暖化対策室 ☎839-2394



ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギーの地産地消、暮らしの脱炭素化の推進を目的に、スマートハウスやZEH設備の設置等の費用の一部を補助する事業です。

①スマートハウス普及促進補助金

補助要件

- ア：太陽光発電システム、HEMS、及び家庭用リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充電システム（V2H）を同時に設置
- イ：太陽光発電システムを既設置の場合、アの条件に該当するよう、HEMS、家庭用リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充電システム（V2H）を設置
（補助額：10万円（HEMSのみを設置する場合、2万円））

②ZEH加算

補助要件

- ①の住宅が国の補助を受けるZEH住宅であること
（補助額：5万円）

③居住誘導加算

補助要件

- ①の住宅を居住誘導区域内に建築又は購入
（補助額：5万円）

④断熱リフォーム

補助要件

- 既築住宅の高性能建材を用いた断熱改修で、国の補助を受けるもの
（補助額：5万円）

ZEHとは…住宅の高断熱化と、高効率な設備・システムの導入により、大幅な省エネを実現し、その上で再エネを導入し、年間で創エネが消費エネルギーより多い、又はゼロとすることを目指した住宅

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

スマートハウス



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



浄化槽・雨水利用等 整備補助事業

下水道業務課 ☎839-2717

Ⅱ-⑥ 住宅に設置する浄化槽の補助制度について



生活排水を処理する浄化槽の整備を推進し、河川、水路等の水質改善を図るため、整備費用の一部を補助する制度です。

補助要件

- ・浄化槽設置者講習会を受講した者

補助対象費用

- ・くみ取り転換：浄化槽設置費用
- ・単独転換：浄化槽設置費用、既存撤去及び配管費用

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

浄化槽の助成制度



Ⅱ-⑦ 雨水浸透施設設置助成制度について

所有する土地に「雨水浸透ます」や「雨水浸透トレンチ」を設置する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

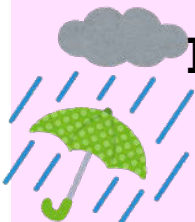
助成額

雨水浸透施設の工事に係る費用の3分の2（上限あり）

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

雨水利用



Ⅱ-⑧ 雨水利用促進助成金制度について

雨水の有効利用を図るための施設を整備する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

助成額

本体費用の10分の8（上限4万円）

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

雨水利用





緑化事業助成制度

公園緑地課 ☎839-2494

Ⅱ-⑨ 生垣設置事業について

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の住宅の敷地内に新しく生垣を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。既存ブロック塀等を撤去して生垣を設置する場合は、市内全域が対象となります。

補助要件

- ・ 公衆用道路（※）に面して2m以上
- ・ 樹木は高さ50cm以上、1m当り2本以上
- ・ 構造物の内側等に設置する場合、構造物の高さは1m以下

（※）建築基準法第43条第1項に規定する道路をいう

補助内容

次のいずれか少ない額

- ①植栽工事費の3分の2
- ②生垣の総延長m×5千円（加算の場合あり）
- ③15万円



Ⅱ-⑩ 屋上緑化事業について

近隣商業地域又は商業地域内の建築物の屋上に新しく緑化施設を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。

補助要件

- ・ 屋上緑化面積が10㎡以上かつ、屋上面積の20%以上

補助内容

次のいずれか少ない額

- ①植栽工事費の2分の1
- ②屋上緑化面積1㎡につき5万円
- ③50万円



Ⅱ-⑪ 壁面緑化事業について

近隣商業地域又は商業地域内の建築物の壁面に新しく緑化施設を設置する事業に対し、設置費用の一部を助成する制度です。

補助要件

- ・ 壁面緑化面積が10㎡以上かつ、当該壁面緑化施設の高さが1m以上

補助内容

次のいずれか少ない額

- ①植栽工事費の2分の1
- ②壁面緑化面積1㎡につき5千円
- ③20万円

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

緑化事業助成



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



Ⅱ-⑫ 【リ・バース60】



住宅金融支援機構【リ・バース60】ダイヤル ☎0120-9572-60



【リ・バース60】（住宅融資保険付きリバースモーゲージ型住宅ローン）とは、満60歳以上の方向け住宅ローンです。

特徴は...

- ・機構の住宅融資保険を活用した民間金融機関の住宅ローンです。
- ・原則、満60歳以上の方が対象
- ・住宅の建設・購入・リフォームなどに必要な資金を融資
- ・毎月のお支払は利息のみなので、一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担を軽減
- ・元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなった際、相続人の方が一括返済するか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済

※商品内容は金融機関ごとに異なります。詳しくは金融機関にお問合せください。

年金収入の方も安心！



ご注意！

担保物件（住宅および土地）の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、「ノンリコース型」または「リコース型」いずれかの取扱いとなります。

- ・ノンリコース型：相続人の方は残った債務をご返済する必要はありません。
- ・リコース型：相続人の方は残った債務をご返済する必要があります。

※金融機関により取扱いが異なります

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/index.html



国が実施する補助事業等



Ⅱ - ⑬ 長期優良住宅化リフォーム推進事業について

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

☎03-5805-0522



良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対し、国が支援を行うものです。(申請手続きは施工業者が行います。本事業の登録済み施工業者等は下記ホームページから検索できます)

詳細は
こちら

長期優良住宅化リフォーム推進事業
https://www.kenken.go.jp/chouki_r/



Ⅱ - ⑭ すまい給付金について

すまい給付金事務局

☎0570-064-186 (9:00~17:00 土・日・祝含む)

住宅取得に係る消費税負担増を緩和するため、収入に応じて現金を給付する制度です。

(令和4年12月末までに引渡しを受け、入居した方が対象)

詳細は
こちら

すまい給付金事務局
<http://sumai-kyufu.jp/>



Ⅱ - ⑮ グリーン住宅ポイントについて

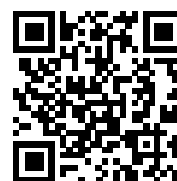
グリーン住宅ポイント事務局

☎0570-550-744 (9:00~17:00 土・日・祝含む)

要件を満たす住宅の建築や購入、リフォーム工事を行った方に商品交換や追加工事に利用できるポイントを発行する制度

詳細は
こちら

グリーン住宅ポイント事務局
<https://greenpt.mlit.go.jp/>



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



空き家関連事業



Ⅲ-① 空き家バンク登録物件の閲覧について

香川県移住ポータルサイト

空き家バンク
登録物件は
こちら



Ⅲ-② 安心あんぜん住宅事業について

住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136

中古住宅の売買時などに実施する既存住宅状況調査や既存住宅売買瑕疵保険の加入経費の一部を補助する制度です。(市内にある空き家バンク登録物件が対象)

既存住宅状況調査

既存住宅状況調査に係る
費用の2分の1以内
(最大5万円を補助)



瑕疵保険

既存住宅売買瑕疵保険
費用の2分の1以内
(最大5万円を補助)

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

インスペクション



Ⅲ-③ 【フラット35】リノベについて

住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-0860-35

下記①又は②の場合に、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

- ①中古住宅を購入して一定の要件を満たすリフォームを行う場合
- ②住宅事業者により一定の要件を満たすリフォームが行われた中古住宅を購入する場合



一定の要件とは...

- ①リフォーム工事全体の費用が一定金額以上
- ②省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性のいずれかの住宅性能を一定以上向上させる工事を行うこと

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.flat35.com/loan/reno/index.html>





空き家関連事業



くらし安全安心課 ☎839-2555



Ⅲ-④ 空き家改修補助事業について

市内にある空き家バンク登録物件の改修工事費の一部を補助する制度です。

補助要件

一戸建ての住宅
空き家の所有・購入・賃借者
市内の事業者による工事

補助額

対象工事費用の2分の1
(50万円まで)
居住誘導区域内は2割加算!!

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家改修



Ⅲ-⑤ 老朽危険空き家除却支援事業について

老朽化し危険な空き家の取り壊しに対し、補助する制度です。

補助額 対象工事費用の3分の1 (50万円まで)

補助要件な
ど詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家除却



Ⅲ-⑥ 空き家相談員制度について

市内に空き家を所有している人などが、利活用や適正管理について、専門家に相談できる制度です。

相談
無料

相談の申込
方法はこち
ら

高松市ホームページ「もっと高松」

空き家相談



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



防災・減災対策



Ⅲ-⑦ 急傾斜地崩壊防止対策事業について

河港課 ☎839-2522

急傾斜地において、条件を満たしたものについて、人家を守る対策工事を行う事業です。（事業費に応じた費用負担が必要となります）

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

急傾斜地



Ⅲ-⑧ 狭あい道路拡幅整備事業について

建築指導課 ☎839-2488

建築基準法第42条第2項により道路の中心から2メートル後退する用地に係る、無償譲渡に伴う測量、分筆、舗装及び塀等の撤去に要する費用の一部を補助する事業です。

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

狭あい道路



Ⅲ-⑨ リフォーム融資(耐震改修工事) について

住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-0860-35



耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資です。

融資対象

次の①又は②のいずれかに該当する工事

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事
- ②機構の定める耐震性に関する基準などに適合する工事

融資限度額

1,500万円（10万円以上1万円単位）※住宅部分の工事費が上限。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ
<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>





耐震等対策事業



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



Ⅲ-⑩ 住宅耐震改修等事業について

建築指導課 ☎839-2488

住宅の耐震診断・耐震改修工事費用の一部を補助する事業です。

補助要件

- ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（賃貸可）

補助内容

- ・耐震診断 費用の10分の9（9万まで）
- ・耐震改修工事 全額（100万円まで）

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅耐震



Ⅲ-⑪ 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修等事業について

建築指導課 ☎839-2488



緊急輸送道路沿いで、大地震発生時に倒壊により道路を塞ぐ可能性のある一定規模以上の民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修及び建替え費用の一部を補助する事業です。

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

緊急輸送道路



Ⅲ-⑫ 家具類転倒防止対策促進事業補助金について

危機管理課 ☎839-2184



地震による家具類の転倒を防ぐため、取り付けた器具の購入費用の3分の2（上限1万円）までを補助する制度です。

補助要件

- ・香川県家具類固定サポート制度を利用していること 等

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

家具類転倒





住宅改造費・改修費助成制度



障がい者住宅改造・改修について

障がい福祉課 ☎839-2333

重度の障がい者の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減を図るため、自宅を改造する費用の一部を助成・給付する制度です。

【対象となる工事内容】

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・床や通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便所等への便器の取替え



Ⅲ - ⑬

障がい者住宅改造費助成制度について (身・知・精)

助成対象者

- ・高松市に1年以上居住している方
- ・生活保護世帯又は市民税非課税世帯
- ・該当する障害者手帳を所持している方

助成内容

- ・対象費用の4分の3 上限75万円

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

障がい者 住宅



Ⅲ - ⑭

障がい者住宅改修費の給付制度について (身・難)

給付対象者

- ・小学生以上の方
- ・介護保険の対象とならない方
- ・市民税所得割額が46万円未満の方
- ・該当する障害者手帳を所持している方

給付内容

- ・上限20万円

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅改修 給付





Ⅲ-⑮ 介護保険住宅改修費支給制度について 介護保険課 ☎839-2326

要支援1、2又は要介護1から5の認定を受けている人が自宅を改修する際に改修費の一部を支給する制度です。

支給対象

- ・手すりの取り付け
- ・引き戸
- ・段差の解消
- ・洋式便所
- ・滑りの防止

支給内容

・支給限度額は20万円
住宅改修に要した費用の9割・8割・7割に相当する額を保険給付します

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

住宅改修



Ⅲ-⑯ リフォーム融資



住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-0860-35



リフォーム融資（部分的バリアフリー工事 又は耐震改修工事）【高齢者向け返済特例】 について

満60歳以上の方が部分的バリアフリー工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合にご利用いただける融資です。

融資限度額

- 次の①又は②のいずれか低い額
- ①1,500万円（10万円以上1万円単位）（住宅部分の工事費が上限）
 - ②保証機関（（一財）高齢者住宅財団）が保証する限度額

返済方法

- ・毎月のお支払いは利息のみ。
- ・元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなった時に、相続人が物件（住宅及び土地）の売却、自己資金などにより一括して返済。

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ
https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_reformbf_revmo/index.html





浄化槽・水洗便所改造 助成（貸付）制度



下水道業務課 ☎839-2717

Ⅲ－⑰ 浄化槽の雨水貯留施設改造助成制度について



公共下水道への切替えで不要になった浄化槽を雨水貯留タンクに改造する方に対し、費用の一部を助成する制度です。

助成額 工事費用の10分の8（12万円まで）

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

浄化槽 改造



Ⅲ－⑱ 水洗便所改造資金貸付制度について



くみ取便所を水洗トイレに改造又は浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方に対し、改造資金を貸付する制度です。

貸付額 ①くみ取便所を水洗トイレに改造し、公共下水道に接続する場合 ... 1戸につき40万円以内
②浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する場合 ... 1槽につき20万円以内

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

下水道業務課



Ⅲ－⑲ 浄化槽設置に伴う排水設備工事資金貸付制度について



くみ取便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換しようとする方に対し、工事資金を貸付する制度です。

貸付額 ①くみ取便所から合併処理浄化槽に転換する場合 ... 1戸につき40万円以内
②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合 ... 1槽につき20万円以内

補助要件
など詳細は
こちら

高松市ホームページ「もっと高松」

浄化槽設置資金貸付





Ⅲ-⑳

マンション共有部分 リフォーム融資



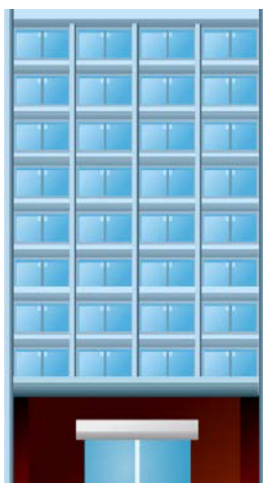
住宅金融支援機構近畿支店まちづくり業務グループ ☎06-6281-9266

管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用の融資です。

融資対象

分譲マンションの共用部分の改良工事に要する費用が対象

- ・大規模修繕工事費用
- ・バルコニー補修費用
- ・駐車場修繕費用
- ・オートロック設置費用
- ・エレベーター改修費用
- ・玄関扉交換費用
- ・耐震改修工事費用
- ・長期修繕計画の作成費用
- ・耐震診断費用 など



融資額

次の①～③のいずれか低い額

- ①150万円（耐震改修工事を伴う場合は、500万円）
× 融資対象住宅の戸数
- ②融資対象工事費
（補助金などの交付がある場合は当該補助金などを除いた額）
- ③管理組合の修繕積立金から算出した限度額

【金利・返済期間】

借入申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」で、返済期間は1年～10年

※ 耐震改修工事の場合は金利が引き下げられます。

※ 借入申込時点で、機構が発行する「マンションすまい・る債」を積み立てている場合は、金利が引き下げられます。

※ 次の①～⑦のいずれかが含まれる工事の場合は、返済期間を11年～20年にするができます。

- ①耐震改修工事
- ②機械式駐車場解体工事
- ③エレベーター取替又は新設工事
- ④給排水管取替工事
- ⑤アスベスト対策工事
- ⑥玄関又はサッシ取替工事
- ⑦断熱化工事

詳細は
こちら

住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html>



家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい

家を借りたい・貸したい

家を買いたい・売りたい

家を活かしたい・守りたい



リフォームについて



かがわマイホーム相談室

☎087-862-3691

電話相談日・時/毎週 月・水・金 (10:00~16:00)
定休日/土・日・祝祭日

リフォーム
維持管理

耐震・防災

空き家

解体

補助金

ローン等

中古売買

など

詳細は
こちら

かがわマイホーム相談室ホームページ
<http://kagawa-sks.jp/Soudan/>



高松市公式ホームページ「もっと高松」

豊かな住まいづくり (住宅総合)

住宅関連トピックス

更新日: 2020年12月17日

住宅関連トピックス

▶ 住宅関連トピックス

「住まい」に関する情報提供サービス。

住宅の換気方法

その他お得な情報

1.住宅リフォームについて



一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅及び住宅リフォームの関連業界団体等を会員とし、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。協議会のホームページには、住宅リフォームに関する情報が多数掲載されています。

- ・一般社団法人 [住宅リフォーム推進協議会ホームページ \(外部サイト\)](#)
- ・地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト (外部サイト)
⇒香川県及び高松市で実施している住宅リフォームに関する支援制度 (補助事業等) を検索することができます。
- ・住宅リフォーム事業者団体登録制度 (外部サイト)
⇒消費者が安心して事業者を選び、リフォームを行うことができる環境を整えるために、国土交通省が創設した制度です。

是非、御覧ください

住宅総合HP

豊かな住まいづくり

詳細は
こちら



MEMO

各種事業・制度の詳細は各担当窓口にご相談ください



住宅総合HP

豊かな住まいづくり



(発行元) 高松市都市整備局都市計画課 住宅・まちづくり推進室
高松市番町一丁目8番15号 TEL : 087-839-2136